

三次市教育委員会議案第9号

三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について

三次市民ホール事業運営委員会規則(平成26年三次市教育委員会規則第4号)第3条の規定により、別紙の者に三次市民ホール事業運営委員会委員を委嘱することについて、議決を求める。

平成27年5月1日提出

三次市教育委員会教育長 松村智由